

気候変動適応の企業情報開示

上智大学名誉教授 上妻義直

(kozuma@sophia.ac.jp)

無断複製・転載は不可

気候変動のリスクマネジメント・・・物理的リスク

- 適応・・・気候変動影響に備えてリスクを回避・軽減し、事業の継続性・強靭性を高める取組

気候変動適応ガイドの適用範囲

物理的リスク

気候変動の物理的な影響

干ばつ・洪水等の気象災害や気象パターンの変化、
平均気温・海水面の上昇等に起因する財務的リスク

・資産の被災
・需要の変化
・SCの途絶
：

短期

中期

長期

脱炭素社会への移行がもたらす大規模な政策・法令、
技術革新、市場変化による財務的リスクや評判リスク

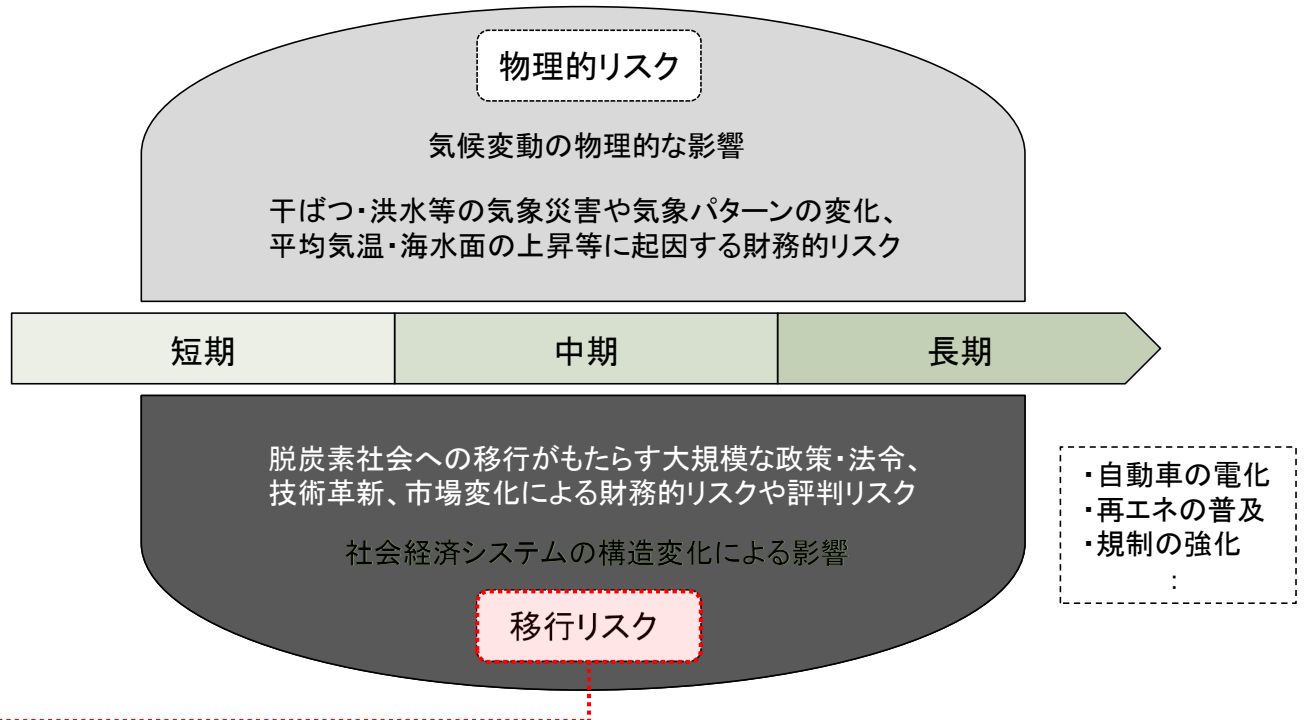
社会経済システムの構造変化による影響

移行リスク

気候変動のリスクマネジメント…移行リスク

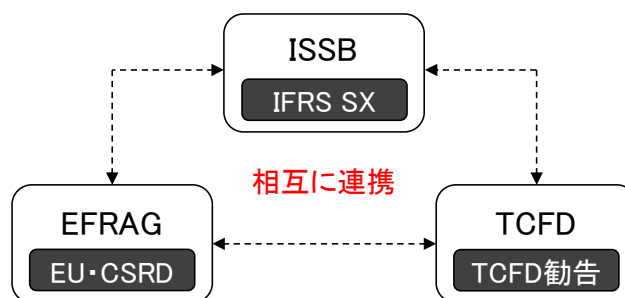
- 緩和…気候変動を極力抑制するためにGHG排出量を削減する取組

社会経済システムの構造変化で気候変動適応・緩和の情報開示が必要になっている



増加するTCFD的な開示枠組み

- TCFDの教訓と方向性
 - ・気候変動情報の開示枠組み…情報開示するためには取組の存在が必要条件
 - ・準強制的な効力…投資チェーンを通じた事業会社の開示促進は制度的規制に準ずる
 - ・適応プラン…移行プランと同様に適応プランも開示する必要があることを示唆
- 三極化するグローバルな基準設定主体
 - ・サステナビリティ報告の基準設定主体が国際的に整理統合されて三極化
 - ・気候関連情報の基本構造はTCFDタイプの4領域構成がデファクト化



- 新たなサステナビリティ情報の開示枠組み
 - ・ITF…G7でのサステナビリティ報告の義務化を志向(持続可能な社会への投資促進が目的)
 - ・TNFD…自然資本関連財務情報の開示枠組みを2022年中に公表予定
 - ・SDR…英国FCA(金融行動監視機構)によるサステナビリティ報告基準・ラベル規制

EU・タクソミー規則…経済活動の分類ルール

- **タクソミー規則…「環境的にサステナブルな経済活動」の判定規準**
 - ・目的…サステナブル・ファイナンスによる資金の流れを促進し、グリーンウォッシュを排除
 - ・サステナブル・ファイナンス…脱炭素社会の実現に向けた包括的な金融政策パッケージ
 - ・将来的には「社会的にサステナブルな経済活動」のタクソミーも導入予定
- **適用対象…EU、加盟国、金融市場参加者、上場会社等**
 - ・EUと加盟国…エコラベルやサステナブル・ファイナンスの国内施策等に適用
 - ・金融商品を販売する金融市場参加者(機関投資家、ファンドマネージャー等)…開示規制
 - ・非財務報告指令で非財務報告が義務付けられる上場会社・金融機関等…開示規制
- **適用開示時期…2022年1月1日**
 - ・現実には技術的スクリーニング規準(委託法令)の策定期間に依存
 - ・気候変動(緩和・適応)の委託法令…2022年1月1日から適用開始
 - ・その他の環境目的の委託法令…2022年中に採択し、2023年から適用開始予定
- **開示規制…「環境的にサステナブルな経済活動」に関する情報**
 - (1)金融市場参加者…金融商品の目論見書・運用報告書等に法定情報を開示
 - ・タクソミー規則適格な1)投資額割合、2)貢献する環境目的、3)経済活動の構成(直接・間接貢献、移行)
 - ・タクソミー規則を利用していない投資は「その旨」の開示が義務付けられる
 - (2)上場会社等…EU非財務報告指令による非財務報告書にKPIとして次の情報を開示
 - ・タクソミー規則適格な経済活動に関連する1)売上高、2)設備投資額、3)営業費の各構成比率

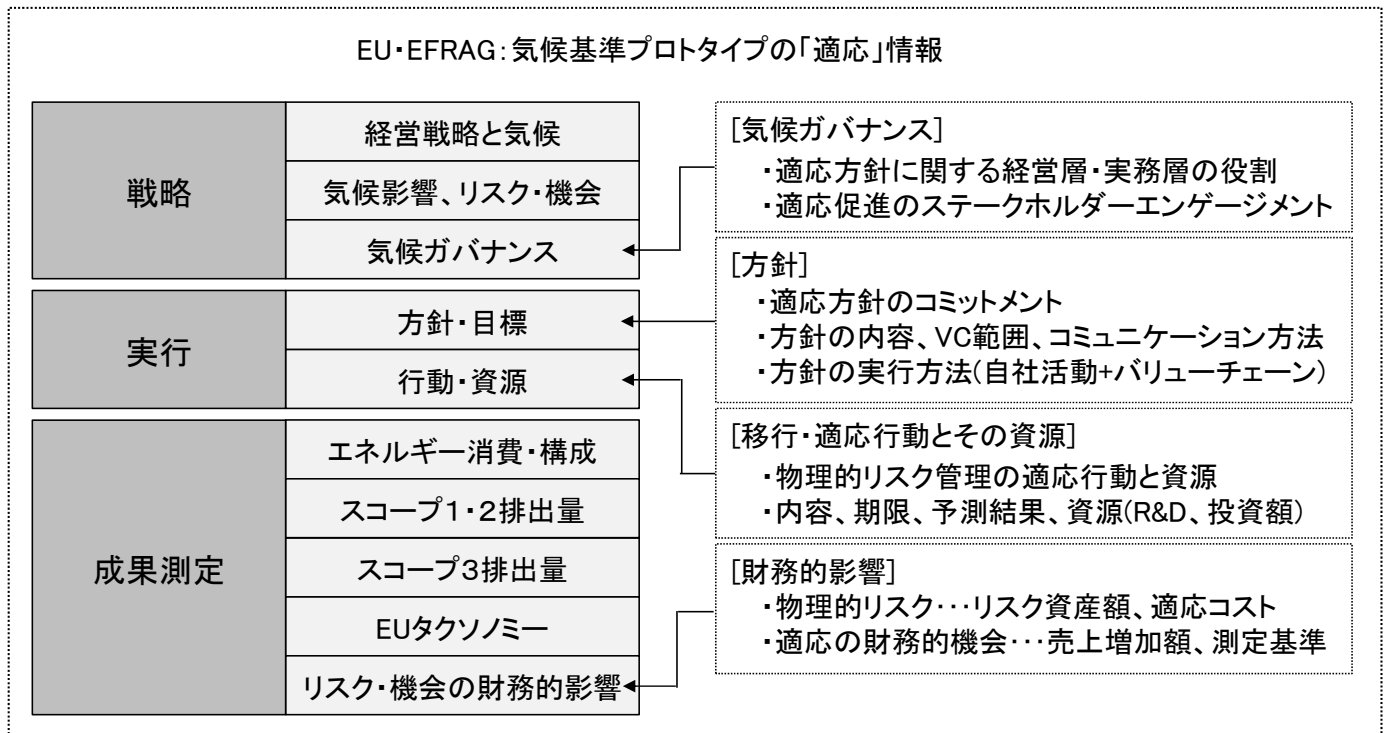
5/10

気候変動適応の技術的スクリーニング規準*

- **気候変動適応に相当(significant)の貢献があるか…バイク・乗用車・商用車部門**
 - ・適応対策の実行…経済活動が物理的リスクを相当程度削減する適応対策になっている
 - ・物理的リスクの特定…下記のリスク評価手順で経済活動の物理的リスクを特定している
 - ① 活動成果に影響する物理的リスクを特定するために経済活動を精査
 - ② 特定した物理的リスクが経済活動に与える影響の重要度を評価
 - ・経済活動の規模・時間に応じて気候プロジェクションを使用
 - ③ 適応対策が物理的リスクを削減するかどうかを判定
 - ・気候プロジェクション・影響評価…最新の科学的知見に基づくものを適用
 - ・実行した適応対策の制約条件(トレードオフの排除)
 - ① 他人、自然環境、資産・他の経済活動等に悪影響を及ぼさない
 - ② 自然資本を活用した適応対策(nature-based solutions)になっている
 - ③ 地域・自治体・国の適応プラン・戦略と整合的である
 - ④ 事前に設定した評価指標で監視・計測し、目標に達しない場合は是正活動を行う
 - ⑤ 適用対策がスクリーニング規準のある経済活動の場合はその規準に抵触しない
- **日本企業への影響**
 - ・欧州機関投資家のエンゲージメント…タクソミー規則適格な経済活動の情報要求は不可避
 - ・外資導入しない企業も大企業のサプライチェーン下で情報要求される可能性あり
 - ・投資チェーントップの準拠圧力で持続可能な社会に適合的なビジネスモデルへの転換が進む

EU・EFRAG 気候基準プロトタイプWP*の適応情報

- EFRAG・・・EU版サステナビリティ報告基準の設定主体
- 気候基準プロトタイプWP・・・気候報告基準草案の叩き台(TCFD、IFRS、SECと調整)
- 情報構成・・・戦略・実行・成果測定の3分野に10領域の情報開示を要請

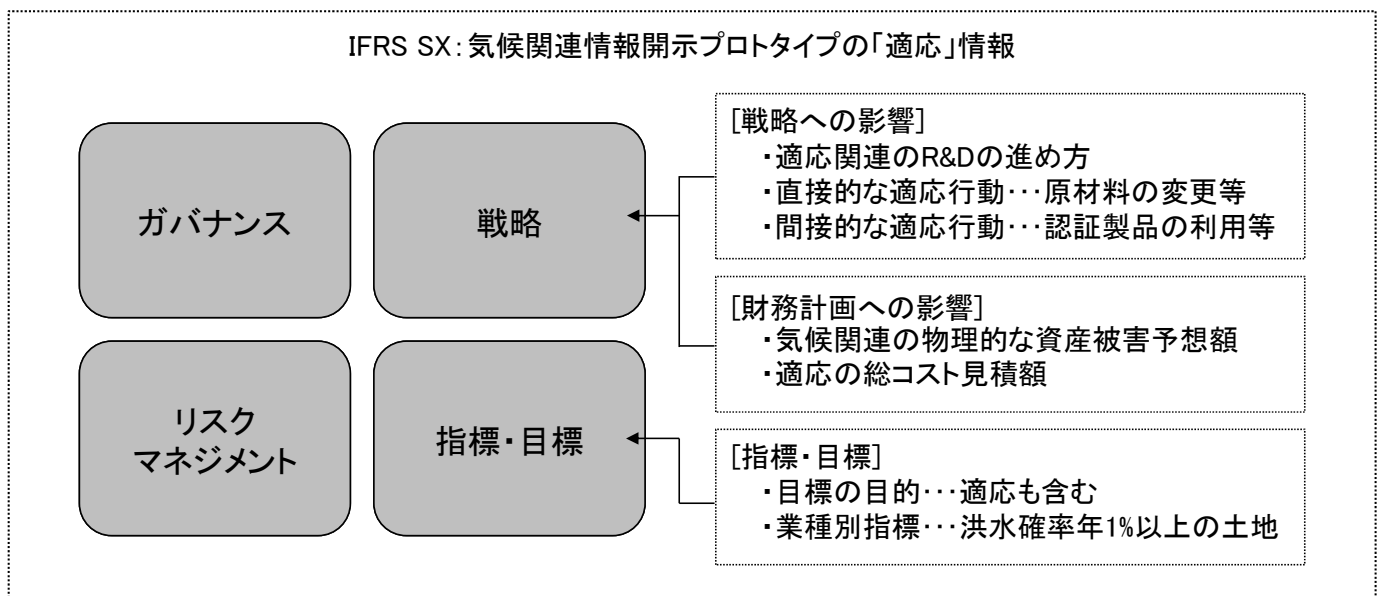


*EFRAG (2021), "Climate standard prototype", Working Paper.

7/10

IFRS SX 気候情報開示プロトタイプ*の適応情報

- TCFD型4領域による情報構成・・・ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標・目標
- 気候変動適応に関する情報・・・移行プランに緩和プランが含まれている
 - ・適応プラン・・・重要な気候リスク・機会が経営戦略・意思決定に与える影響
 - ・資産被害額+適応コスト・・・重要な気候リスク・機会が財務諸表に与える短・中・長期の影響



*CDSB, the IFRS Foundation, TCFD, Value Reporting Foundation and the World Economic Forum (2021), Climate-related Disclosure Prototype.

8/10

NZAOA 目標設定プロトコル第2版

- NZAOAは2050年ネットゼロを目指すアセットオーナーの国連主導イニシアティブ
- メンバーは70社(日生、第一、住友、明治安田が加盟)で運用資産は10.4兆米ドル
- 加盟会社は2050年までに資産ポートフォリオのGHG排出量をネットゼロに移行
- 2022年1月に「目標設定プロトコル(第2版)*」で2030年までにGHG半減(2020年比)をコミット

NZAOA: 2050年ネットゼロを達成するための4部構成による目標設定アプローチ

エンゲージメント目標	・次の①・②のいずれかにエンゲージメントする ①資産ポートフォリオ(資産P)でGHG排出量の上位20社 ②資産PでGHG排出量の65%に相当する会社
セクター目標	・2025年までに資産P70%に相当する産業部門の2030年目標設定 ・スコープ3排出量を含むことが望ましい ・各産業部門に適切な原単位KPIの使用を推奨
ポートフォリオ目標	・IPCCの1.5°Cシナリオに沿って、資産PのGHG排出量を削減 ・2025年までに2020年比で22%~32%削減 ・2030年までに2020年比で49%~65%削減
移行金融目標	・気候対策投資の進展状況について毎年NZAOAに報告する

*United Nations Environment Programme (2022): UN-convened Net-Zero Asset Owner Alliance: Target Setting Protocol—Second edition.

9/10

日本企業の課題

- **サステナブルファイナンスが脱炭素社会への主要な政策手段**
 - ・持続可能な社会(脱炭素社会)への移行は金融主導で進んでいる
- **投資チェーンを通じた移行・適応要請は実質的な拘束力あり**
 - ・TCFD、EUタクソミー、NZAOA等には事業会社を誘導する強力な効果がある
- **事業会社の気候変動適応情報開示は移行リスク化**
 - ・気候変動適応は物理的リスク対応であるが、その情報開示は移行リスク
 - ・移行プランと共に適応プランも情報開示の対象となりつつある
- **適応プランの策定を早い機会に進める必要あり**
 - ・情報開示するためには行動実態が不可欠
 - ・投資チェーンの情報要請が来る前に適応プランの策定が急がれる

ご清聴ありがとうございました